

令和 5 年

第 1 回市議会定例会 議案第 29 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 12 年函館市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項または第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別表第 7 中「宅地造成等規制法（以下この表において「法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（以下この表において「令和 4 年改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる令和 4 年改正法による改正前の宅地造成等規制法（以下この表において「令和 4 年改正前の宅地造成等規制法」に、「法第 12 条第 1 項」を「令和 4 年改正法附則第 2 条第 1 項または第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる令和 4 年改正前の宅地造成等規制法第 12 条第 1 項」に改める。

別表第 12 備考以外の部分を次のように改める。

別表第 12（第 2 条関係）

区 分		単位	金 額	
1 都市の 低炭素化 の促進に	(1) 次に掲げ る認定の申 請に係る建	住宅の用 途のみに 供する一	申請 1 件 につ	次のアおよびイに掲げる 額を合算した額（共用部 分（共同住宅の用途に供

関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）

建築物または建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの
ア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分という。以下この表において

の建築物を単位とした認定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第10条第2号イ（1）および同号ロ（1）に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（性能基準による

き

する部分のうち、住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準手数料額」という。）

ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 住戸の戸数が1のとき 36,000円
- (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 70,000円
- (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 97,000円
- (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 136,000円
- (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 194,000円
- (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 270,000円
- (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 370,000円
- (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 490,000円
- (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき 570,000円

イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき

<p>同じ。) 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。)</p> <p>イ 住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)</p> <p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同法第15条第1項に規定する登録建</p>	<p>評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準認定」という。)</p>		<p>108,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき</p> <p>177,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき</p> <p>275,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき</p> <p>353,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき</p> <p>422,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>490,000円</p>
<p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同法第15条第1項に規定する登録建</p>	<p>住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第10条第2号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「仕様基準」という。))による評価方法によるものに</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準手数料額」という。)</p> <p>ア 住戸の戸数が1のとき</p> <p>19,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が2以上のとき</p> <p>次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以</p>

	<p>建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおいて同じ。)ウ 複合建築物登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>	<p>限る。) (以下この表において「住宅単位仕様基準認定」という。) または複合建築物の住宅部分を単位とした認定 (仕様基準による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。)</p>	<p>下のとき 33,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 55,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 97,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 145,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定 (基準省令第10条第1号イ (1) および同号ロ (1) に定める基準 (以下この表において「標準入力法等」という。)) による評価方法に</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物 (複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては, 当該建築物の非住宅部分) の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 239,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 296,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを</p>

	<p>よるものに限る。) (以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。) または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。)</p>		<p>超え, 2,000平方メートル以下のとき 379,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 538,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 659,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 776,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 880,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第10条第1号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「モデル</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあつては, 当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え,</p>

	<p>建物法」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。)</p>		<p>1,000平方メートル以下のとき 122,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 156,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 249,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 321,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 383,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 440,000円</p>
	<p>複合建築物を単位とした認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額と, 住宅部分についての申請が, 複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを,</p>

	<p>単位標準入力法等認定」という。)</p>		<p>複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額」という。）</p>
	<p>複合建築物を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額」という。）</p>
<p>(2) 評価機関審査を受けたもの</p>	<p>住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅性能基</p>

認定

準手数料額」という。))

ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住戸の戸数が1のとき 7,000円

(イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円

(ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円

(エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円

(オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円

(カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円

(キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円

(ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 150,000円

(ケ) 住戸の戸数が301以上のとき

170,000円

イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき

28,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方

メートル以下のとき

		<p>メートル以下のとき 80,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超え, 10,000平方 メートル以下のとき 126,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000平方メートル を超え, 25,000平方 メートル以下のとき 158,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 190,000円</p>
住宅単位 仕様基準 認定または複合建 築物住宅 部分単位 仕様基準 認定	申請 1件 につ き	<p>次に掲げる認定の申請に 係る一の建築物の住戸の 戸数の区分に応じ, それ ぞれ次に定める額 (以下 この表において「評価機 関審査済住宅仕様基準手 数料額」という。)</p> <p>ア 住戸の戸数が1のと き 7,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が2以上 のとき 次に掲げる当 該建築物 (複合建築物 住宅部分単位仕様基準 認定の申請の場合にあ っては, 当該建築物の 住宅部分) の床面積 (当 該建築物の共用部分 の床面積を除く。) の 合計の区分に応じ, それ ぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以 下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを 超え, 2,000平方メ ートル以下のとき 21,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル を超え, 5,000平方</p>

		<p>メートル以下のとき 44,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるとき 76,000円</p>
<p>非住宅建築物単位 標準入力法等認定 または複合建築物 非住宅部分単位標 準入力法等認定</p>	<p>申請 1件 につ き</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを</p>

		超えるとき 192,000円
非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるととき 192,000円
複合建築	申請	認定の申請に係る一の建

	<p>物単位標準入力法等認定</p>	<p>1 件につき</p>	<p>建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。）</p>
	<p>複合建築物単位モデル建物法認定</p>	<p>申請 1 件につき</p>	<p>認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以</p>

				下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。)
2 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位	申請1件	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モ

	モデル建築物法認定 または複合建築物 非住宅部分単位モ デル建築物 法認定	につ き	モデル建築物法手数料額とを 合算した額
	複合建築物単位標 準入力法等認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関未審査複合建築 物標準入力法等手数料額 とを合算した額
	複合建築物単位モ デル建築物 法認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関未審査複合建築 物モデル建築物法手数料額 とを合算した額
(2) 評価機関 審査を受けたもの	住宅単位 性能基準 認定または複合建 築物住宅 部分単位 性能基準 認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済住宅性能 基準手数料額とを合算し た額
	住宅単位 仕様基準 認定または複合建 築物住宅 部分単位 仕様基準 認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済住宅仕様 基準手数料額とを合算し た額
	非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定 または複 合建築物 非住宅部 分単位標 準入力法 等認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅標 準入力法等手数料額とを 合算した額
	非住宅建	申請	確認申請手数料相当額と

		建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	1件につき	評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
		複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額とを合算した額
3 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（性能基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定（性能基準による評価方法	申請1件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額」という。） ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき 21,000円 (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 41,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 58,000円 (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 82,000円 (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 120,000円

<p>定を申請する場合を除く。)</p>	<p>によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定」という。)</p>	<p>(カ) 住戸の戸数が51以上 100以下のとき 170,000円 (キ) 住戸の戸数が 101以上 200以下のとき 250,000円 (ク) 住戸の戸数が 201以上 300以下のとき 320,000円 (ケ) 住戸の戸数が 301以上のとき 370,000円</p> <p>イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 59,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 102,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 178,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき 239,000円 (オ) 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき 290,000円 (カ) 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 340,000円</p>	<p>住宅の用途のみに供する一</p> <p>申請 1 件 につ</p> <p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、</p>
----------------------	--	--	--

	<p>の建築物を単位とした変更の認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。） または複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。）</p>	<p>き</p>	<p>それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 13,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 22,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 38,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 70,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 111,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法に</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料</p>

	<p>よるものに限る。) (以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした変更の認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定」という。)</p>		<p>料額」という。) ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 126,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 158,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 204,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 311,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 393,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 468,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 530,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。) (以下こ</p>	<p>申請 1 件 につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のと</p>

	<p>の表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした変更の認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定」という。)</p>		<p>き 55,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 71,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 320,000円</p>
	<p>複合建築物を単位とした変更の認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部</p>

			<p>という。)</p> <p>分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）</p>
	<p>複合建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）</p>
<p>(2) 評価機関審査を受けたもの</p>	<p>住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額」という。）</p>

ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住戸の戸数が1のとき 7,000円

(イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円

(ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円

(エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円

(オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円

(カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円

(キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円

(ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 150,000円

(ケ) 住戸の戸数が301以上のとき 170,000円

イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 28,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき

		<p>80,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき</p> <p>126,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき</p> <p>158,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>190,000円</p>
住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額」という。）</p> <p>ア 住戸の戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき</p>

		44,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるとき 76,000円
非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき

		192,000円
非住宅建築物単位モデル建物の建法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物の建法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物の建法変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物の建法変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円
複合建築物単位標	申請1件	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分

	<p>準入力法等変更認定</p>	<p>につき</p>	<p>の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）</p>
	<p>複合建築物単位モデル建物法変更認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更</p>

				手数料額とを合算した額 (以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。)
4 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定(同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額)(以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。)と評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額

	更認定		
	非住宅建築物単位モデル建物の法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物の法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物の法変更手数料額とを合算した額
	複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	複合建築物単位モデル建物の法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物の法変更手数料額とを合算した額
(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
	住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位	申請1件	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住

	標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	につき	宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
5	法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）	申請1件につき	1,000円

別表第12備考第1項および第2項中「複合建築物住宅部分単位認定」を「複合建築物住宅部分単位性能基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」に改め、同表備考第3項および第4項中「複合建築物住宅部分単位変更認定」を「複合建築物住宅部分単位性能基準変更認

定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」に改め、同表備考第5項および第6項中「第1条第1項第1号ただし書」を「第10条第1号ただし書」に改める。

別表第13中「第10条第2号」を「第10条第2号イ(1)および同号ロ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)および同号ロ(2)に定める基準」を「第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準(住戸の戸数が1である住宅に係るものに限る。)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)および同号ロ(2)に定める基準」を「第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準(住戸の戸数が2以上である住宅に係るものに限る。)」に改め、「同号ロ(3)」の後ろに「または第10条第2号イ(2)および同号ロ(2)」を加え、

る。)		住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額	を
-----	--	--	---------	--	---

る。)		住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額	に、
		住宅単位仕様基準	申請1件	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準手数料	

		認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	につき	料額とを合算した額
--	--	------------------------	-----	-----------

		住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額
--	--	--	---------	--

を

		住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額

に、

		て「複合建築物住宅部分単		
--	--	--------------	--	--

	位性能基準共用部分非評価変更認定」という。)	
--	------------------------	--

を

	て「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。)	
	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位	申請1件につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 13,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 22,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 38,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 70,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えると 111,000円

に

	仕様基準 変更認定 という。)	
--	-----------------------	--

改め、「算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを」の後ろに「，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを」を加え，

住宅単位 性能基準 共用部分 非評価変 更認定ま たは複合 建築物住 宅部分単 位性能基 準共用部 分非評価 変更認定	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 7,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 21,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 44,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えると き 76,000円
--	---------------------	--

を

<p>住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額」という。）</p> <p>ア 住戸の戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 44,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えると き 76,000円</p>
<p>住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額」という。）</p> <p>ア 住戸の戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の</p>

に

時期の変更の認定を申請する場合を除く。)

認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定

法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)

住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定

申請1件につき

確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額

住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定

申請1件につき

確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額

非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定

申請1件につき

確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額

に、

住宅単位性能基準

申請1件

確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準

	共用部分 非評価変 更認定ま たは複合 建築物住 宅部分単 位性能基 準共用部 分非評価 変更認定	につ き	共用部分非評価変更手数料額 とを合算した額	を
--	--	---------	--------------------------	---

	住宅単位 性能基準 共用部分 非評価変 更認定ま たは複合 建築物住 宅部分単 位性能基 準共用部 分非評価 変更認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当額と 評価機関審査済住宅性能基準 共用部分非評価変更手数料額 とを合算した額	に
	住宅単位 仕様基準 変更認定 または複 合建築物 住宅部分 単位仕様 基準変更 認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当額と 評価機関審査済住宅仕様基準 変更手数料額とを合算した額	

改め、同表備考第3項中「性能基準による」を「性能基準または仕様基準による」に改め、「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定」の後ろに「もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」を加え、同表備考第4項中「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定」の後ろに「もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第12の改正規定および次項の規定 公布の日

(2) 別表第13の改正規定および附則第3項の規定 公布の日から起算して10日を経過した日

(経過措置)

2 改正後の別表第12の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第13の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い規定を整備し、ならびに建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画および建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する事務について住宅のエネルギー消費性能の評価を国土交通大臣が定める基準により行う場合における手数料を定め、ならびに規定を整備するため